

## 保育料の試算方法

保育料は父母の市町村民税所得割合算額を基に決まります。

※生計の主宰者が祖父母等であると決定した時は、祖父母等の税額を合算します。

以下の市町村民税額が分かる書類があれば、おおよその保育料を試算することができます。

なお、調整控除の適用など、細かい計算は省略しています。実際に算定される保育料額とは異なる場合がありますのでご了承ください。

例：土岐市様式の場合

### ① 市民税所得割額を確認する

#### ●特別徴収の方（勤務先で給与から市民税が引かれている方）

確認書類：給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

市 税 額	税額控除額(5)	変更月	該当年度のものか確認	
	所得割額(6)	月		
	均等割額(7)	納付額		
	税額控除前所得割額(4)	6月分		
	税額控除額(5)			
	所得割額(6)			
	均等割額(7)			
	森林環境税額			
	特別徴収税額(9)	11月分		
	控除不足額(10)	12月分		
既納付額(11)	1月分			
差引納付額(12)-(11)-(10)	2月分			
差引納付額(12)-(11)-(10)	3月分			
変更前税額(13)	4月分			
増減額(9)-(10)	5月分			

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に市長に対して審査請求することができます。この特別徴収税額の過分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の確定の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被訴として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、差分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができます。ただし、差分の取消しの訴えは、前記の審査請求があった日から3ヶ月を超過しても裁決がないとき、②差分の執行又は、手続の執行により生ずる者の損害を被けるため緊急の必要があるとき、③その他の理由がないことをつき正當な理由があるときは、裁決を経ないでも差分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日の翌日起算して1年を経過すると差分の取消しの訴えを提起することはできません。

土岐市長

ここからゆくことはかしてください 開きせ先 土岐市役所税課課市民税係 電話(0572)54-1111 内線(161-162-163)

#### ●普通徴収の方（個人事業主の方など市民税を納税通知書により個人で納付している方）

確認書類：市民税・県民税 納税通知書

所得 金 額	該当年度のものか確認		市民税の①税額控除前所得割額に記載の額を見る		
	令和〇年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細				
	營業等	農業	雜費・医療費		
	不動産		社会保険料		
	利子		小規模共済		
	配当		生命保険料		
	贈与(活用金利回り金額)		地震保険料		
	残(年金・支拂・その他の)		障・寡・ひ・勤		
	総合譲渡・一時		扶養等		
	合計		基礎		
分離課税所得	短期	所得控除合計			
	長期				
株式等の譲渡所得	一般	扶養該当	(税額の内訳)	市民税 県民税	
上場		① 税額控除前所得割額			
分離配当所得		② 職業・配当控除額等			
先物取引所得		③ 住宅購入費等			
山林・退職所得		④ 賃附金税額控除額等			
譲越損失		⑤ 総合課税又は住民税等			
(給与支払額)		⑥ 納税履歴額の控除額等			
(公的年金支払額)		⑦ 均等割額			
		計(①-②-③-④-⑤+⑥)			
		住民税額(⑦+⑧)			
		森林環境税額			

#### ●所得課税証明書をお持ちの方

※保育料は、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等の控除前の市民税所得割額で算定します。

② ①で確認した父母の市民税所得割額を合算し、保育料金表に当てはめる

例) 市民税所得割額が父 110,000 円、母 50,000 円で、1歳児クラス・保育標準時間を利用する場合

$$\text{市民税所得割額合算額} = \text{父 } 110,000 \text{ 円} + \text{母 } 50,000 \text{ 円} = 160,000 \text{ 円}$$

父母の市民税所得割額合算額 160,000 円を保育料金表に当てはめると、

第7階層に該当するので、1歳児クラス・保育標準時間の保育料は42,800円と試算できます。